



国総建第163号

平成21年10月27日

(社) 全国中小建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

今般、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）が平成21年10月1日より全面的に施行されたことを受けて、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号）の一部を別添のとおり改正し、平成21年10月27日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施することとし、その旨北海道開発局長、各地方整備局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しました。

については、貴団体におかれては、法令遵守の徹底の一層のご配慮、貴団体傘下事業者への改正後の基準の周知徹底方お願いします。

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>三 監督処分の基準</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(2) (1) 以外の場合において、建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、<u>入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定、又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき</u></p> <p>指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第111条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>2 具体的基準</p> <p>(5) <u>履行確保法違反</u></p> <p>a <u>履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。</u></p> <p>b <u>履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。</u></p>	<p>三 監督処分の基準</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(2) (1) 以外の場合において、建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）又は入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p>指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第111条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>(新設)</p>